

令和5年矢巾町議会定例会8月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (8月3日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	3
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○議案第50号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の締結について	6
○議案第51号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第5号)について	9
○散 会	18
○署 名	19

議 案 目 次

令和 5 年矢巾町議会定例会 8 月会議

1. 議案第 5 0 号 町道島線交通安全施設整備その 4 工事請負契約の締結について
2. 議案第 5 1 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 5 号）について

令和5年矢巾町議会定例会8月会議議事日程（第1号）

令和5年8月3日（木）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会議期間の決定
- 第 4 議案第50号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第51号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高橋 昌造 君
政策推進監 兼 未来戦略課長 吉岡 律司 君

総務課長 田村英典君

企画財政課長 花立孝美君

町民環境課長 田中館和昭君

道路住宅課長 水沼秀之君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田徹君

議会事務局長
補 佐 高橋俊英君

主 事 渋田稀結君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和5年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより8月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（廣田清実議員） 日程第1、議席の指定を行います。

議場の工事に伴い、本日開催された8月会議から当面の間臨時の議場における議席について会議規則第4条の規定により、議長が指定します。

議席の指定は、ただいま着席の議席といたしますので、よろしくお願いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

7番 齊 藤 勝 浩 議員

8番 小 川 文 子 議員

9番 木 村 豊 議員

の3名を指名します。

日程第3 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第3、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の8月会議の会議期間は、8月1日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、8月会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 議案第50号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の締結について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、議案第50号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案の提案理由の説明の前に、議長さんはじめ議員の皆様方に当分の間、議場の改修工事のために皆さん方には大変ご不便をおかけいたしますが、ひとつ協力のほどよろしくお願いをいたします。

議案第50号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、紫波郡矢巾町大字高田地内の町道島線の町道中央1号線から国道4号に向かい約200メートルの区間において道路改良及び歩道整備を行うものであります。

主な工事概要は、施工延長213メートル、道路土工一式、排水構造物442メートル、集水ます7か所、車道路盤工1,961平方メートル、歩道路盤工458平方メートル、道路照明灯4基を施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、7月3日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受付期限の7月20日までに、株式会社佐々木組、水本重機株式会社、タカヨ建設株式会社、くみあい鉄建工業株式会社、株式会社水清建設、百万石建設株式会社、以上6者から参加申請があり、7月21日に入札をした結果、株式会社佐々木組が一金5,000万円で落札候補者に決定したことから、この金額に10%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金5,500万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番、昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今島線を工事しているわけですがけれども、その延長ということで昆組のほうのところまでの歩道工事だと思うのですけれども、これの工期をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

工期は2月いっぱいまでを予定してございます。あとは冬期間の状況に応じまして変更等はあるかと思いますが、そのような予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 15番、昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今の工事のところでは、くみあい鉄建で建てていたプレハブの事務所があったのですけれども、その交差点のところ、非常に見づらいところがあったのです。

今回もそこに事務所を建ててやるのか、その安全対策についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

事務所の場所につきましては、まだ確定してございませんので、今のお話を受けましてこれから協議させていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

6番、藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 島線、これはしばらく工事をかけていますけれども、今回の第4期をもって全て完了と考えてよろしいのでしょうか、確認いたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回のその4工事は、道路改良までになってございまして、この後この区間の舗装の発注をしまして、それをもって完了の予定でございます。

なお、現時点でちょっと交付金の関係がございまして、補正等を何とかやって可能であれば年内には着手して、年度内に終わらせたいものだと思っております。ところではあるのですが、ちょっと予算の状況を見ながらそちらについては判断しながら、なるべく早期に完了のほうを目指してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） なかなかマイクが入りづらい部分もありますので、ゆっくりやっていただければ、きっと押していれば、何回も押すとなりますので、ゆっくりお願いします。

その他ございませんか。

8番、小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 今回の条件付一般競争入札ですけれども、条件についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

条件でございますが、まず第一に、令和4年度、令和5年度矢巾町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録のある者で、次の2つの要件を満たすものということでございます。1つ目が、紫波郡矢巾町、盛岡市または紫波郡紫波町に本店を有する会社と。それから、岩手県営建設工事競争入札参加資格者名簿土木工事A級またはB級の者で土木工事業において一般建設業または特定建設業の許可を有する者ということで、この特定建設業というものは4,500万円以上の工事に適応できる事業所ということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論がないようなので、討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第50号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第51号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、議案第51号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第51号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

歳出につきましては、4款衛生費の環境保全事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億1,926万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） それでは、議案第51号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の詳細についてご説明いたします。

事項別明細によりまして説明いたします。9ページにお進みます。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、主なものについて説明をさせていただきます。

歳入、18款繰入金、2項基金繰入金500万円、財政調整基金繰入金の増500万円で、これによりまして補正後の財政調整基金残高は7億33万2,000円となります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。13ページにお進みます。歳出補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、歳入同様、主なものについて説明をさせていただきます。

歳出、4款衛生費、2項環境衛生費500万円、環境保全事業の増500万円は、6月の第2号補正でもお願いしておりました地域脱炭素の推進及び高騰する電気料金に対応するためのエアコンまたは冷蔵庫の買換えに対する購入費の半額かつ上限5万円の補助をするものですが、大変好評をいただいていることから増額補正とするものでございます。

以上で議案第51号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 歳出の部分で確認したいのですが、これは先月始めたエアコン、冷蔵庫の買換え事業を、さらにもう500万円増額してもう一度同じ事業をやるという認識でよろしいか確認をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、第1弾の補助制度のほうが大変好評をいただきまして、およそ1か月弱で予算の上限に達しましたので、これをさらに500万円を追加して引き続き第2弾として行いたいと思っていますのでございます。

○議長（廣田清実議員） 3番、横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 前回始めた事業の住民の方々への周知の日にちと、その事業を開始する日にちについても確認したいのですが、その点についてお願いします。

というのは、周知を始める、知ったときにはもう終わっていたという住民の方からの声もいただいていたので、その期間の前後しないように周知をされてからスタートするような、フェアに皆さんに支援が行き渡るような取組をしてもらいたいので、そこら辺の確認をしたいと思います。お願いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、第1弾につきましては、6月15日に補正予算のほうをご可決いただきまして、翌日の16日からこの事業を開始いたしました。まず、省エネ家電買換え事業に関して、6月ということはボーナス期でもございましたので、当課といたしましてはできるだけ早く周知を図っ

ていきたいということで、すぐにできることということでまずは町のホームページに掲載いたしました。ホームページに掲載いたしましたし、さらにそこでホームページをどうしても見られない方がいらっしゃると思いますが、紙ベースの周知方法ということで、6月の中旬であれば、7月1日の広報のほうはもう原稿を締め切っている段階ですので、次にできることということで紙ベースでの班回覧での周知を行ったところでございます。

議員おっしゃったとおり、我々の想定以上に早く予算上限に達しました。ホームページに上げた時点でもう翌週から既にホームページを見て申請に来る方がいらっしゃいましたので、実際班回覧を終了した時点でもう予算上限に達したという方も、そういうお声もこちらのほうにいただいているところでございます。

今回第2弾に関しましては、制度設計といたしまして第1弾で申請できなかった方も含めて募集をしたいと思いますので、まず周知をして一定期間置いてから申請の受付を開始しようかと思っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

17番、谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 前にお聞きすればよかったのですが、環境保全費が令和4年は279万4,000円、それから令和5年は137万円なのですけれども、今回の補正前予算は二千何百万円ということなので、その2,000万円というのは、予算案からさらに補正、補正で増えた分なのかということが1点と。

それから、今回の補正予算500万円は、先ほどの横澤議員とちょっと重複するのですけれども、国からいただいた補助金で一般財源のほうから来たというものではないのかという2点お聞きします。

○議長（廣田清実議員） 正確に答えなければならぬみたいですから、ちょっとお待ちください。

田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） 申し訳ございません。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この環境保全事業の部分でございますが、当初予算からの変動ということで補正を2回行っております。まず最初は、環境省の交付金を利用した重点加速化事業に関する補正を1度行ってありますし、6月の省エネ家電補助金の500万円の補正ということで2回補正

をしていますので、その分が今回目のところでは増額となっているところがございます。

○議長（廣田清実議員） もう一回。

花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

5月に4款2項で1,800万円の補正をしてございます。当初予算では確かに130万円ほどだったのですが、こちらに増額する形で、それが太陽光発電の設備の設置とか蓄電池の購入、断熱改修に関しての個人向けまたは事業者向けの補助でございました。こちらのほうは環境省のほうの交付金を使っているというふうな形の事業になります。

そして、もう一回が6月の補正でございましたけれども、こちらのほうでそのときに500万円、今回の省エネ家電の促進事業のほうを補正しているということで、2,400万円ほどになっている状況でございます。こちらの省エネ家電のほうはコロナの臨時交付金を活用して行っている事業ということでよろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 今回のは。

○企画財政課長（花立孝美君） そして、今回のも結果的にはコロナのほうの補助金を使うのですけれども、一旦ほかの事業の完了状況等を見て、コロナのほうの交付金を充てるのですけれども、一旦財政調整基金を充当したというふうな状況でございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

8番、小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 今回の周知の方法と、それからいつからいつまで、いつから始まるのかということと周知の方法と、前回町内と町外でどれくらいの件数の比率だったのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 町内というか……

○8番（小川文子議員） 購入先です。

○議長（廣田清実議員） 購入先ですね、町民にしか対象になっていませんから、購入……

○8番（小川文子議員） お店が、購入先が……

○議長（廣田清実議員） はい。

田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

周知方法につきましては、第1弾と同様ホームページ、それから紙ベースでの周知と、両方行いたいと思っております。時期につきましては、周知期間も取りたいと思っておりますので、9月中旬以降申請の受理を受けたいと思っております。

それから、購入先でございますけれども、第1弾では、全部で102件の申請をいただいたところでございますが、そのうち町内の業者さんから購入した方は3件というふうになっております。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

その他ございませんか。

16番、赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 質問の内容が重複するかと思いますが、確認しておきたいので、再度質問させていただきます。

まず、前回102件という話でありましたが、私のところにも3件ぐらい問合せが来てまして、まず販売する方からの問合せは4件受けたのですけれども、2件しか適用にならなくて、その2件の方は、結局今回、今回というのは6月に採択した部分に適用にならなかったと。ただ、今の課長さんのお話では102件適用したということであれば、あまり残っていないというか、混んだ割には適用にならなかった方が少ないのか、その辺のまず確認。

答弁してほしいのは、何件申し込まれて何件適用にならなかったのか。それから、102件適用したら102件の枠が500万円になったのか、その概算額でいいですので、まだ全部支出はなっていないと思うので、その辺のまずお話を聞いた上で今度運用の話をちょっとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私先ほど答弁いたしました102件というのは、申請順で、こちら先着順ということで受けておりますので、500万円に達するところまでいったのが102件ということでございます。

なお、予算の上限に達した日、同じタイミングで窓口に並んだ方がいらっしゃいました。そのときのたまたま申請の順番ということで、残念ながら予算上限に達して申請できなかった方は6名の方が申請できませんでしたので、この方々は確実にそのときにはいらっしゃったということでございます。その後、電話等で予算はまだあるのかというお問合せも当課でも受けておまして、三、四十件程度はお問合せを受けたかなと思っております。

実際全部こちらで一旦受けて、その中で決定したというわけではなくて、先着順ということでございますので、正確に何件この後保留分といいますか、申請できなかった方がいるか、ちょっと把握できていないところでございます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

16番、赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） それでは、まず102件については確定させたということで、今後これについては、運用されると思いますが、今回追加で今日採決になるかどうかあれなのですが、まず私心配しているのは、横澤議員さんがお話ししたように不公平感が出ると。例えば前回の話をすれば、先ほど販売担当者の方の話では、4件受けたけれども、2件適用になりました。その2件、ほかの2件の方は取り消すのかなと思って確認したら、せっかく申し込んだからいいわと、せっかく頼んだからやっていただくわというような話になったとは聞いております。

それで、その販売担当の方も言っていました、追加の予算が出るのか、出ないのかというときは、その6月の補正のときはやらないと話で私は聞いたと思っていまして、だから私もその回答をしたのだけれども、このようになった場合は、横澤議員さんも不公平感がという話、私もそうなのです。102件以上、随分並ばれた、少なくとも三、四十件はあるのではないかと、その方も言っていましたけれども、そういう方を優先して今回の追加補正が採択された場合適用するかどうか。その辺の部分を、運用が間違えば、大変な不公平感というか不満が町民に発生すると思うので、いかに考えているかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、議員おっしゃるとおり、買ったけれども、なかなか申請できなかったという方を、そういう方も含めて今回第2弾で救おうかなと考えておりまして、購入日、第1弾での購入日は6月16日、事業を実施した6月16日以降に購入した方というふうにしておりまして、第2弾におきましても同じように6月16日以降に購入した方というふうに対象者を決めたいなど今の時点では考えております。

それらを全部含めて先ほどご説明いたしましたけれども、ある一定の周知期間を取った後に申請の受付を始めたいと考えているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 申請がこの期間に101件上回ったらどうするの、抽せんになるの。

田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

補助金に関しては、これは第2弾につきましても先着順で行いたいと考えております。

○議長（廣田清実議員） 8番、小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 今回の補正を組んだというもとの理由は、恐らく町民からかなり苦情というか要望が来たからではないかと思うのです。それで、私も受けた中に、盛岡市で買ったと、その店からはもう終わったということは告げられなかったと、書類も全部準備してリサイクルのほうもやって持ち込んだら、もう終わっていたと。それが本当に7月8日か9日の話でしたので、3週間ぐらいでもうほとんど既に終わっていたというような状況があって、それで周知方法とか、それからやり方がちょっと問題ではないかというのを受けたことがあるのです。

やはり先着順というよりも盛岡市のように抽せんというほうが平等ではなかったかと。それは、私たち議会の責任もあるかとは思いますが、一つは今回補正をしたというのは、そのように既に書類も全部済んで、その趣旨に応じてやったわけでありますから、その方たちをさらに優先をしてやっていただいて、そしてその方たち、ですのもう7月の段階で購入しているわけですから、その方たちをまずある程度優先をしていただいて、そして予算が終わってもう切れましてという形で、それ以降のものについては9月以降で一斉にスタートでいいと思えますけれども、既にもう用紙は準備されている、あるいは用紙は準備しなかったけれども、既にリサイクルに伴ってやったという人たちをやはり救済する意味で先に扱ったほうがいいのではないかと思います。それは、買った日にちで判断できるかと思えますので、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、前半のほうでお話しいただきました販売店で補助金が終わったとか、まだ終わらないかというところですが、販売店の店員さんのほう、どこまで情報が行き渡っていたかというのはちょっと我々も把握できないのですが、今回予算が半分になったあたりから各販売店さんには、ファクスではありますけれども、今残はこれぐらいですというのはお知らせいたしましたし、もう予算上限に達したというのは、各販売店さんにはお知らせしたところでございます。

それから、運用の仕方ですが、まず盛岡市も省エネ家電、今、今年度実施しておりますが、盛岡市も抽せんではございませんで、先着順でやっているところでございます。

抽せんという方法も我々も検討はいたしました。確かにそういう方法もあろうかと思いますが、今やっているいろんな補助金、これだけではございませんが、いろんなメニューの補助金がございますけれども、全て先着順になっております。確かに我々も今回想定を超えるくらいすごく人気を博した補助制度ではございましたが、やはりそういった点で他の補助メニュー等も考えた場合、先着順というのは、やはり通常行うべき運用の方法かなと思って今回も先着順での方法を検討しているところでございます。

○議長（廣田清実議員） だから、事前に購入した部分は優先するとかという部分が、そこを聞いている。

田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） 購入日で判断するということ、今ちょっと即答はしかねますが、いろんな意味での公平性を考えたときに、申請を受けて購入日でやったといった場合に、もし万が一ですけれども、この第2弾の500万円もその方々だけで予算に達する可能性もくはないかなと思いますので、申し訳ありませんが、そこら辺の制度設計、再度見直しといたしますか、実施までに検討させていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） ちょっと2回までなので。実はこのままでいくと、公平性をやるのであれば、やっぱり期間を設けて抽せん制にしないと問題ではないのかな。今買った人も含めて、そこら辺はちょっと検討したほうがいいと思います、今の先着順で問題があったのだから。ですよね、皆さん。先着順に問題があってこういう状況になって、今回もあと100件であればすぐ終わってしまうので。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、実は周知の方法については、先ほどホームページと班回覧でやらせていただくと。正直なところ、まず今回第1回目が先着順でやって、2回目は抽せんということは、これはもう、最初から抽せんをやっているのであれば、2回目も抽せんであればいいのですが、最初先着順でやって2回目が抽せんということはあれなので、そこで私らも最初やはり先着順にするか抽せんにするかと、担当のほうはかなり迷ったのですが、まさかこんなに皆さんに関心を持って申込みをしていただけるということを想定しておらなかったのです。

そこで、まず今回担当課のほうでは先着順で、実は私たまたまこの日、朝7時半頃役場に来たならば、役場の正面玄関に並んでおったのです。そして、この順番争いで、もう私が先に来たとかどうだとかということで、7時半だからまだ正面玄関を開けておらなかったの

すけれども、守衛のほうに話をししてすぐ中に入れてもらって、そして対応させていただいたのですが。だから、まず今回うちのほうで、先ほど担当課長も、おいでになられた方のお名前とか押さえておるといので、その人たちは優先しておあげしなければ、これはまさに不公平感につながるわけですので。そしてあとは、その後の取組についても、まず先着順でやって、あとこれがまだ好評であれば、まず私ども臨時交付金と財源の確保の両にらみになるのですが、その状況を判断しながら考えていきたいなということで、まさに最初に判断の甘さがあったというのは、これは私の責任でありますので、そここのところはひとつお許しをいただいて、いずれ先着順でやったものを今度2回目は抽せんということはありませんので、そここのところはひとつご理解していただきたいということで、もし第3弾があるようなときは、これはまた内部で検討させていただきたいということで進めていきたいと。

今のところホームページと、それから班回覧との、いわゆる周知に格差があったわけですので、今回はそういう格差を設けないようにしてやれるようにいたしたいなということで、こここのところはしっかり対応してまいりますので、ひとつご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

その他ございませんか。

4番、ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 情報の差があるという認識を持っているのであれば、班回覧を回してからホームページに載せるという順番にしたほうがいいのではないのかなど。何でかといったら、やっぱりホームページを見る人たちというのは、情報を早く取れる人たちなので、班回覧の人たちはお年寄りの人とか、そういうインターネットを見ない人たちのほうが多いと思うので、順番をホームページが先ではなく、班回覧を先にしてホームページに次に載せるという手順というのはできないものなのですか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃったそういう方法もあろうかと思ひれます。その情報伝達の差というのは、これは全て等しくというのは、そのとおりの無理でございます。ホームページは即時ですし、どうしても紙ベースというのはタイムラグがあるのはそのとおりでございますので、そのため今回は周知期間をある程度取った後に申請の受付を始めたいというふうに思ひますので、同日になるのか、ちょっとまだ検討を要するところでございますが、いずれその両方の方法が大体皆様に行き渡ったタイミングで受付を始めたいというふうな今制度設計として

は考えているところでございます。

- 議長（廣田清実議員） 申請期間を遅らせることによって、申請のときの期間をずっと今度は、この前はすぐ次の日だったという部分があるので、これは今度は皆さんが見て、ただやっぱり並ぶことは並ぶと思いますけれども、それだけは解消できると思いますので、よろしくお願いいたします。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（廣田清実議員） ないようなので、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第51号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決いたしました。

-
- 議長（廣田清実議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして令和5年矢巾町議会定例会8月会議を閉じます。

大変ご苦勞さまでした。

午前10時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員